

富田林市こどもの権利条例について



令和8年6月29日

第1回子ども・子育て会議 こども政策課

目次

1. 背景
2. こどもの権利について
3. 富田林市こどもの権利条例の制定過程の取組
4. 富田林市こどもの権利条例の内容
5. 調査報告書

1. 背景



こどもの権利保障に取り組む背景

富田林市
こども
まんなか

応援サポーター
に就任しました

吉村市長の所信表明（R5）

→富田林版「こどもまんなか社会」

こどもまんなか応援サポーター宣言（R5）

→庁内外に「条例制定」を表明



- こども基本法
（令和5年4月1日 施行）
- こども家庭庁
（令和5年4月1日 発足）
- こども未来戦略
（令和5年12月22日）
- こども大綱
（令和5年12月22日）

SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業選定（R2）

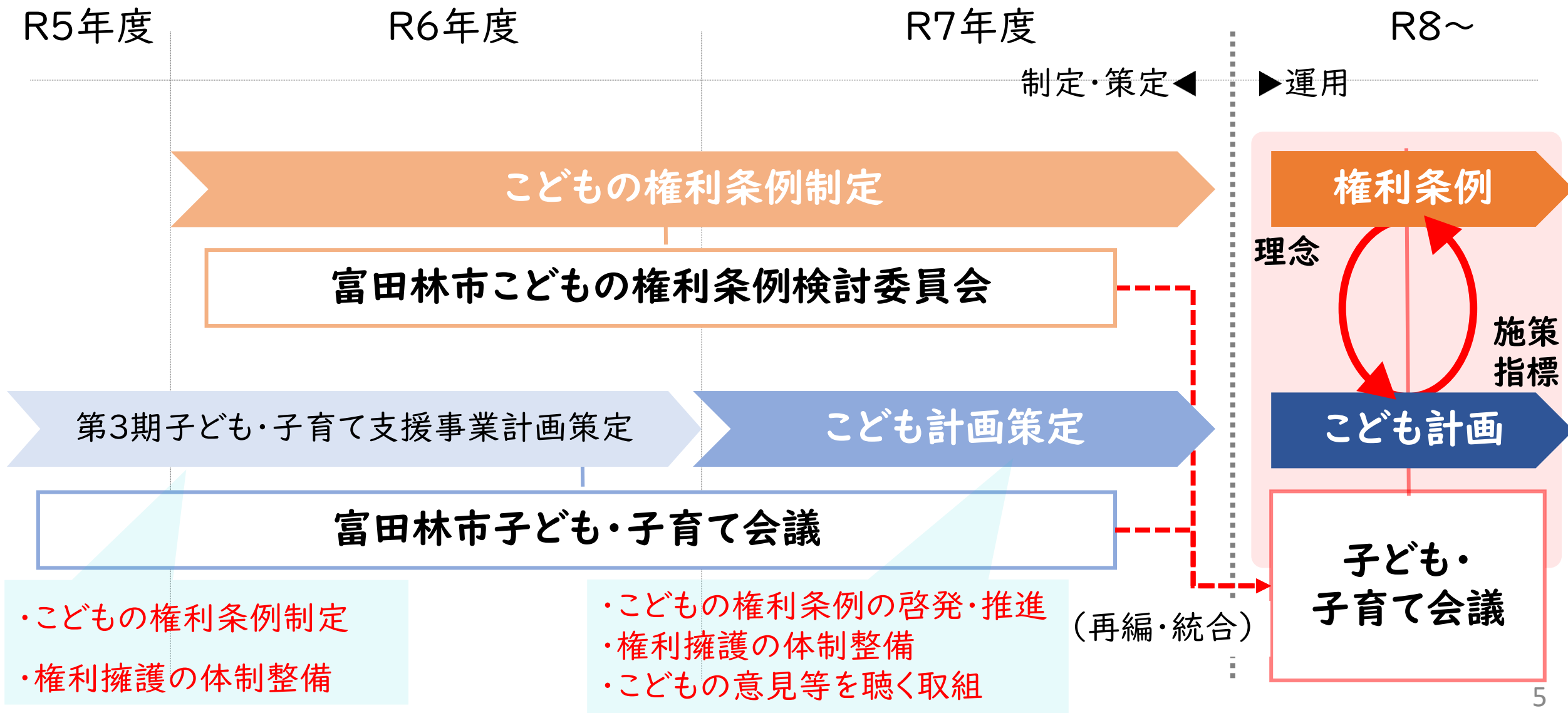
→SDGsの実践⇒こどもの権利・権利基盤型アプローチ

2歳児死亡事案の発生（R4）

→こどもの権利が理解・尊重される地域づくりへ



こどもの権利条例とこども計画



2. こどもの権利について



こどもの権利とは



- こどもには、人間らしく生きるために、すべての人がもっている「人権」のほかに、幸せに生きるために、こどもだけがもっている「こどもの権利」があります。
- 「こどもの権利」は「人権」と同様に、生まれた時からすべてのこどもが持っています。

子どもの権利条約



- 世界中すべてのこどもたちがもつ権利を定めた条約。
- 1989年11月20日、国連総会において採択。
- 日本は1994年4月に批准。
- 前文と54条の条文で構成され、第1～40条は具体的なこどもの権利を定めています。
- 条約の定める権利のすべてに関わる基本的な考え方は、「4つの原則」と呼ばれています。
- この4つの原則は「こども基本法」「富田林市こどもの権利条例」にも取り入れられています。

(引用元: 日本ユニセフ協会HP: <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>)

こどもの権利条例とは



- 条例とは、市が作るルールです。富田林市こどもの権利条例には、まち全体で「こどもの権利」を守るためのルールを書いています。
- 富田林市こどもの権利条例は、令和8年3月26日に公布、令和8年7月1日から施行します。

3. 富田林市こどもの権利条例の 制定過程の取組



とんだばやし
こどもの
権利条例

条例の制定過程で大切にした5つの視点

- ① 子どもの権利条約やこども基本法、こども大綱を踏まえる
- ② 「こども」や「こども・子育てに関わる当事者」の声を幅広く収集し、反映する
- ③ 「声をあげにくいこども」など様々な背景にあるこどもの声を収集し、反映する
- ④ こどもにとっての最善の利益を優先する
- ⑤ 本市の特性や課題など本市の状況を踏まえる

条例制定過程の取組

この条例は2年かけて約14,000人のこどもやおとなの声を聴き、作成しました！

R6

こどもアンケート
市民アンケート



関係団体
アンケート
ヒアリング

多様な学び・生活環境に
あるこどもへのヒアリング



こどもワークショップ



小学生・生徒会サミット



条例検討委員会(R6~R7)



R7

こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会



パブリック
コメント



みんなの意見を
募集するよ！

みんなの意見を
教えて！

R8



とんだばやし
こどもの
権利条例

完成



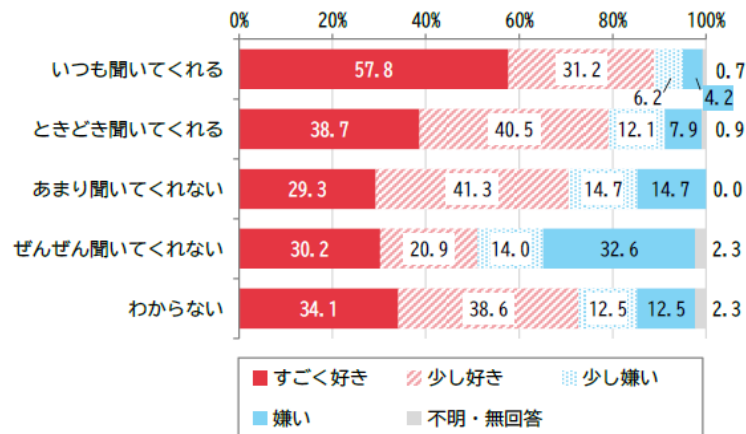
こども等の意見を収集し
市の現状や課題を知る



こども等の意見を反映し
条例を作成する

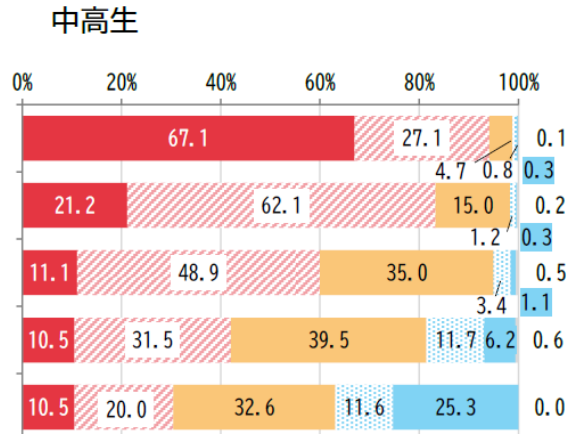
こどもアンケート結果(一部)①

◆意見の尊重×自己肯定感(小学校低学年)

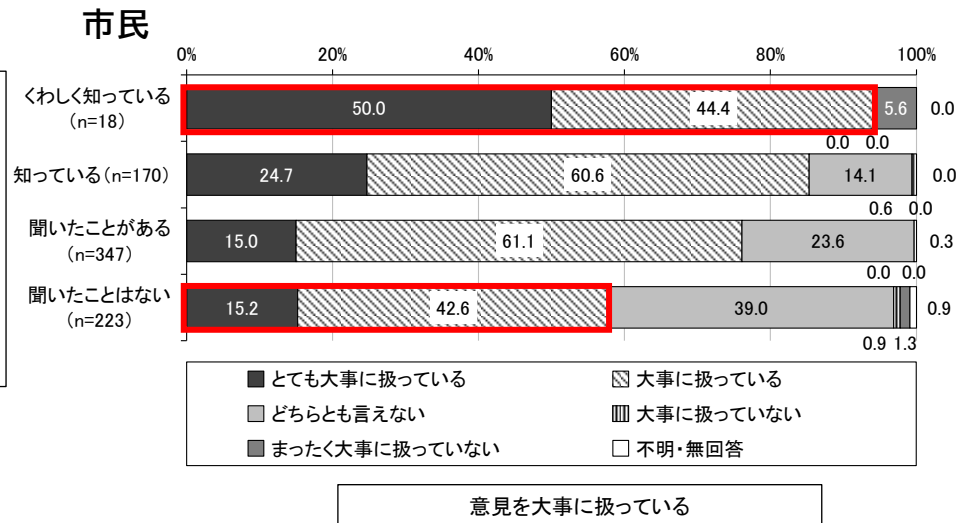


出典：こどもの権利に関するアンケート調査(小学校低学年)

◆学校生活の満足度×先生による意見の尊重

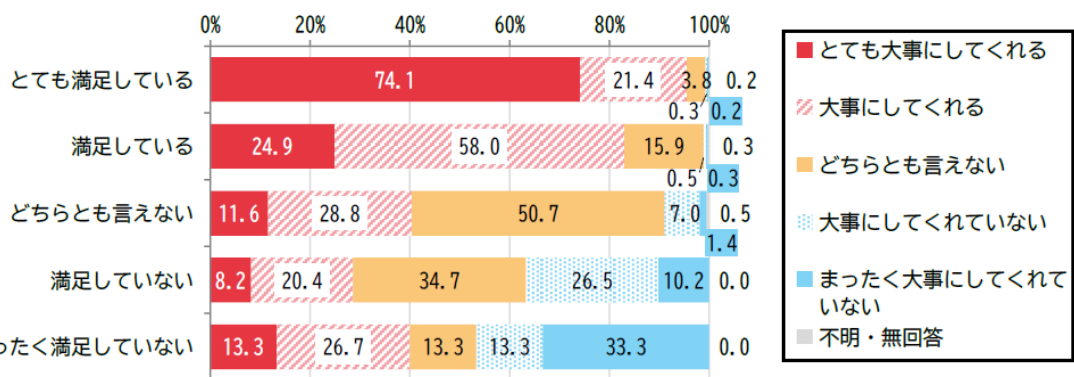


◆こどもの権利の認知度×意見を大事に取り扱っている



◆家庭への満足度×親などによる意見の尊重

小学校高学年



●大人がこどもの意見を大事にすることで、
こどもの家庭や学校生活への満足度や幸福度が高くなる傾向がみられた

●こどもの権利の認知度が高い大人ほど、こどもの意見を大事に
扱っている傾向がみられた

大人がこどもの権利を理解し、
こどもの意見を大切にする

家庭への
満足度

学校
生活への
満足度

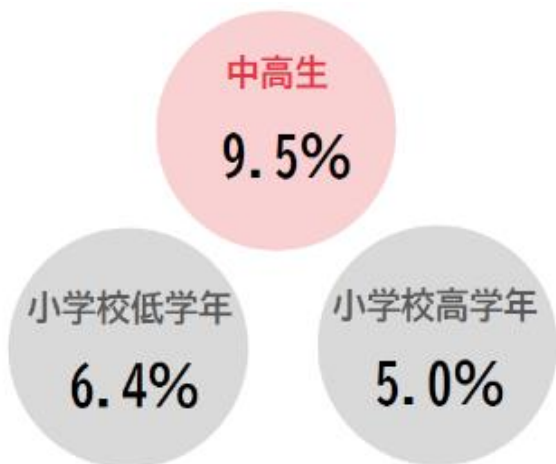
幸福度

自己
肯定感

こどもの満足度、幸福度
の向上につながる

こどもアンケート結果(一部)②

◆相談できる人が「いない」こどもの割合



困ったときに相談相手がいない
こどもが一定数存在

◆「こどもの権利」を守るために、どんな仕組みがあると良いと思いますか？

「こどもたちに『こどもの権利』について、もっと学校などで教える」
小学校高学年 45.2% 中高生 45.3%

「大人たちに『こどもの権利』について、もっと伝える」
小学校高学年 41.0% 中高生 41.9%

「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所が近くにある」
小学校高学年 27.8% 中高生 28.2%

こどもの権利をもっと
こどもや大人に周知してほしい

調査結果を踏まえ、まち全体でこどもの権利を理解・尊重し、
こどもの最善の利益を優先するまちづくりを推進

こどもと大人への
こどもの権利の周知

こどもの意見
の尊重

こどもの権利を保障する
まちづくりの推進

こどもの権利擁護・救済
機関の設置

こどもの権利条例いっしょに作ってみない会

「こどもの権利条例いっしょに作ってみない会」とは？

富田林市在住・在学の小学4年生から高校3年生のこどもたちといっしょに、条例の前文を作るためのチーム。応募してくれた12人の「こども委員」が集まり、条例の前文(こどもの想い、おとなへのメッセージ)をグループで話し合っ作。令和7年12月には、作成した前文を発表する発表会を開催。

ワークショップ(R7年7月～8月)

R6ワークショップやアンケート・ヒアリングの声をもとに、こどもたちが条例の前文を作成。



前文の発表会(R7年12月14日)

取り組みの成果報告や完成した前文をこどもたちが発表。



富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会

富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会

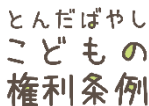
「富田林市こどもの権利条例」の制定に向けて、調査・検討及び協議を行うため、令和6年5月に設置。本委員会には、学識経験者、こども関係団体、公募市民など、多様な分野から14名の委員が参加。



2年間で
全11回
開催



	条例上の区分	氏名	所属等
1	1号	学識経験を有する者	岡島 克樹 大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科 教授
2			藤井 睦子 大阪教育大学理事・副学長
3			谷 俊英 大阪大谷大学人間社会学部心理・福祉学科 准教授
4			勝井 映子 弁護士
5	2号	教育・児童福祉に関係する者	岡本 聡子 富田林人権擁護委員協議会
6			竹原 智子 幼保連携型認定こども園葵音つばさこども園 園長
7			笠松 淳子 富田林市立葛城中学校 校長
8			藤井 佳江 富田林市民生委員児童委員協議会
9	3号	こどもの支援・関連団体等を代表する者	長橋 淳美 一般社団法人富田林市人権協議会 事務局長
10			石川 育子 特定非営利活動法人チャイルドラインとんだばやし 理事長
11			遠坂 貴史 一般社団法人寺子屋とんだばやし 学習支援コーディネーター
12			高垣 任 (令和7年5月まで) 山本 喜弘 (令和7年6月から) 富田林市 PTA 連絡協議会 (中学校)
13	4号	一般公募による市民	小野寺 法子 公募の市民
14			北辻 恵理子 公募の市民

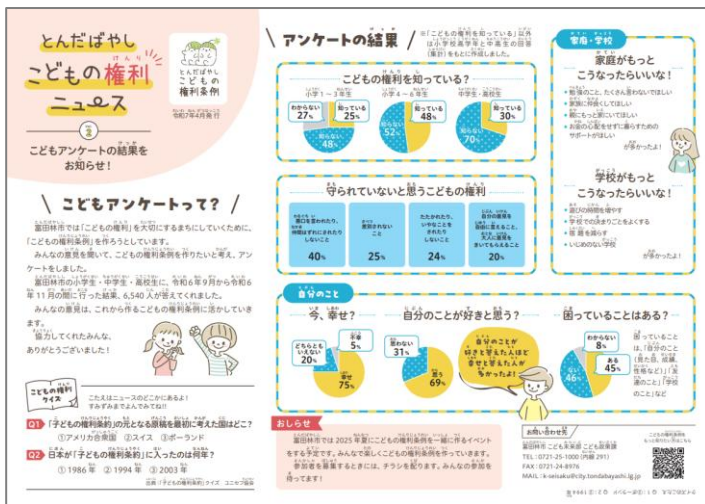


担当職員による周知等の活動

●広報誌に毎月掲載



●学校でこどもの権利ニュースの配信



●市ウェブサイトの発信充実

●各種イベントで啓発

(こども権利輪投げやスマートボール)



●WS参加募集に中学校の校内放送



●重症心身障がい児施設でのヒアリング



●先生やこどもの研修に向けた動画作成



4. 富田林市こどもの権利条例の 内容



とんだばやし
こどもの
権利条例

条例の構成

前文

- ・こどもの思い
- ・おとなへのメッセージ
- ・市やおとなの決意

第1章 総則

- ・目的
- ・定義
- ・基本理念

第2章 こどもの権利

- ・こどもの権利の保障

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割

- ・共通の責務
- ・市の責務
- ・保護者の役割
- ・市民等の役割
- ・育ち学ぶ施設の役割

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

- ・こどもの権利の周知および啓発
- ・こどもの権利侵害の防止および救済
- ・こどもの意見表明および参加
- ・こどもの相談
- ・こどもの権利を保障する施策の推進
(貧困の防止と解消・居場所・学び・支援)

第5章 こどもの権利の擁護および救済

- ・富田林市こどもの権利擁護委員会の設置
- ・調査・相談専門員

第6章 条例の推進

- ・計画
- ・評価および検証
- ・関係機関との連携ならびに施策および計画との整合

第7章 雑則

- ・委任

前文（条例に込められた思い）

こどもの
おも
思い

ぜんぶん かんせい いちぶ しょうかい
／ 前文が完成したよ！一部を紹介するね！ ／

おとな
大人への
メッセージ

わたし じぶん いけん おも
私たちこどもは、自分の意見や思いを
受け止めてもらえたらうれしいな。

わたし おも
そして、私たちはこんな思いが
かなうまちにしたいです。

ぼうりよく さべつ ぎやくたい
いじめや暴力、差別、虐待、
ひいき、くらしの差がない
しゃかい
すごしやすい社会になってほしい。



いのち まも
命が守られ、
じぶん せいちょう
自分らしく成長したい。

じぶん
自分のペース
で学びたい。

あんしん
安心できる
いばしよ
居場所がほしい。

いけん おも う と
意見や思いを受け止めて
む あ
向き合ってほしい。

あんしん あんぜん あそ
安心して安全に遊んだり、
たの やす よろこ
楽しんだり、休んだり、喜んだり、
まな けいけん
学んだり、経験したい。



がっこう ちいき
学校や地域で
き も
気持ちよくすごしたい。

おとな わたし
大人のみなさん、私たちこどもを
いつも見守ってくれてありがとう。
わたし しあわ おとな
私たちは、幸せにすごすために、大人のみなさんに
このように約束してほしいです。

たの がくしゅう
わかりやすく、楽しめる学習や
きょういく う きも せいかつ
教育を受けたり、気持ちよく生活
かんきょう
したりする環境をつくってほしい。



いけん
意見をおしつけしないで、こどもにとって、
もっと いっしょ かんが
最もよいことを一緒に考えてほしい。

いじめや
さべつ ぎやくたい
差別、虐待など
しないでほしい。

す
好きなことをしたり、
ひとり じかん
一人でゆっくりしたりする時間も
ひつよう
必要なことをわかってほしい。

おとな いけん き
大人は意見を聞いて
それをにっこりえがおで
う と
受け止めてほしい。

どんなこどもも
う い みと
受け入れて、認めてほしい。

すべての人に
けんり わ
こどもの権利を分かってほしい。

みち えら
どんな道を選んでも、
みと ひとり
認めて、一人ひとりに
あ おうえん
合わせた応援をしてほしい。

おとな かんが
大人が考えてやって
くれたことを、わかるように
おし
教えてほしい。

この前文は、
「こどもの権利条例いっしょに作ってみない会」
のこども委員が作成しました。



目的

今と未来のすべてのこどもが、権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現すること（第1条）



定義

条例で使用する「こども」「保護者」「市民等」「育ち学ぶ施設等」の意味を定めています。（第2条）



こども

富田林市に住んでいる18歳未満の人

富田林市の学校に通う18歳未満の人

18歳以上の高校3年生など

（こどもと同じように権利を認められることが適切な人）

こども基本法を踏まえ、ひらがな表記の「こども」を使用し、その定義も反映。



保護者

こどもの親、里親など

こどもを育てている人



市民等

富田林市に住んでいる人

富田林市でお店をしている人

富田林市で働いている人など



育ち学ぶ施設等

保育園、学校、児童館、

塾、習い事教室

家庭教師など

基本理念

子どもの権利条約の4原則を軸に、条例で大切にしている4つの基本理念を定めています（第3条）

1

こどもは、
どのような理由でも差別されずに
ありのままの自分で自分らしく
生きることができること

2

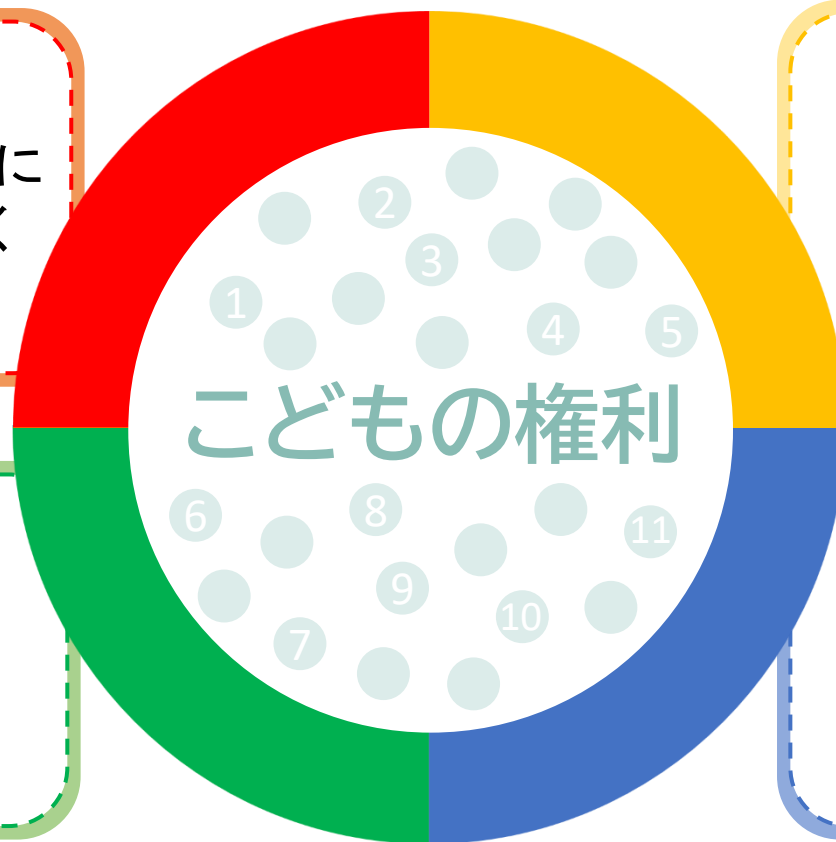
こどもは、
安心して生き、
育つことができること

3

こどもは、
自分の意見をきかれ、
表すことができ、
その意見が大切にされること

4

すべての人は、
こどもの権利を理解し、
大切にし、こどもにとって
一番良いことを考えること



すべてのこどもの権利を保障するときには、この4つの基本理念を合わせて、考える必要があります。22

こどもの権利

すべての「こどもの権利」を守ること、そしてまち全体で重点的に保障に取り組む11個の「こどもの権利」について定めています。(第4条)

1
差別されない権利

2
暴力から
守られる権利

3
意見等を聴かれ、
表明し、尊重される権利

4
参加する権利

5
安心して
生き、育つ権利

6
ありのままの
自分で生きる権利

7
社会とつながり
ともに生きる権利

8
休む・遊ぶ権利

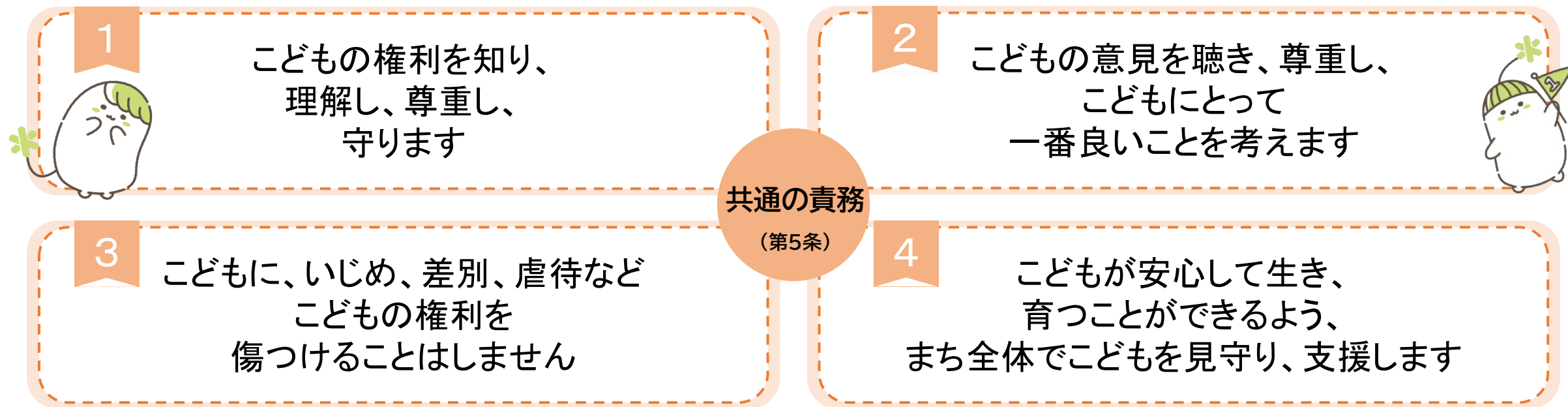
9
学ぶ権利

10
相談する権利

11
必要な支援を
受ける権利

こどもの権利を保障するための責務と役割

こどもの権利を守るための市、保護者、市民、学校などの育ち学ぶ施設の責務や役割について定めています。（第5～9条）



市の責務(第6条)

- ・こどもの権利を守るまちづくりを進めます。
- ・困ったことがあったら、こどもを助けます。

保護者の役割(第7条)

- ・こどもを育てる一番大切な人で、こどもの権利を守り、こどもにとって何が一番良いかを考えます。
- ・こどもが安心して生きることができる環境をこどもといっしょに作っていきます。

市の定義について

ここにいう市とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会またはこれらに置かれる機関(市立学校など)をいいます。

市民等の役割(第8条)

- ・こどもの権利が守られるまちづくりに協力します。

育ち学ぶ施設等の役割(第9条)

- ・みんなが安心して自分らしく育つための場所や機会を作ります。
- ・困ったことがあったら、こどもを助けます。

こどもの権利を保障するためのまちづくり

こどもの権利を守るためのまちづくりを進めていくことを定めています。(第10～14条)

こどもの権利の周知および啓発

こどもの権利の認知度・理解度の向上を図るための周知啓発、学習機会の確保、富田林市こどもの権利の日の設定など。

こどもの権利侵害の防止および救済

権利侵害の防止と早期発見、関係機関と連携した救済支援、職員等が必要な知識を学ぶ機会を設けることなど。

こどもの意見表明および参加

意見や参加の機会の保障、意見表明のための支援、市がこどもの意見を聴く機会を設けること、フィードバックを行うことなど。

こどもの相談

安心して相談できる環境づくり、守秘義務に関することなど。

こどもの権利を保障する施策の推進

「貧困の防止と解消」「居場所」「学び」「支援」について、市が推進・支援していくこと。

こどもの権利の周知および啓発

富田林市こどもの権利条例に関する様々な周知啓発を実施。

パンフレット



動画



横断幕



条例解説



その他、条例のやさしい日本語版、ベトナム語版、英語版も公開！

詳しくは以下のURLまたは二次元コードよりご覧ください。

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/kodomomannaka/140544.html>



こどもの意見表明および参加

こども基本法(国)

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること(基本理念)

国・地方自治体はこども施策にこども・若者の意見を反映する措置を講ずることを義務付け

富田林市こどもの権利条例

第12条第4項

こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設ける

第12条第5項

こどもに関する施策の立案・実施結果の評価等を行うとき、こどもに意見等を聴く機会を設ける

第12条第6項

年齢・発達・状況に配慮した多様な手法を用いる

第12条第7項

こどもの意見等を施策に反映するよう努める

第12条第8項

こどもの意見等に対してこどもにフィードバックする機会を設ける

第17条・第18条

こども計画の策定・評価・検証にあたり、こどもの意見等を聴く機会を設ける

本市では、「こども基本法」及び「富田林市こどもの権利条例」に基づき、
こどもに関する施策の立案や評価等を行うときに、
幅広いこどもの意見を聴き、反映させていく必要がある。

こどもの権利の擁護および救済

こどもの権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための仕組みとして、独立した第三者機関
「富田林市こどもの権利擁護委員会」の設置を定めています。(第15～16条)

構成

こどもの権利擁護委員会

委員3人以内 | 市長の附属機関として設置

相談・調査専門員

こどもの権利擁護委員会の職務を支援する

職務



相談に応じ
支援



調査・
調整



勧告・意見
表明・要請



制度改善の
意見



周知・
啓発

R8設計
R9運用
(予定)

市は・・・

委員会の独立性を尊重（第15条第11項） | 積極的に協力する義務あり（同条第12項） | 勧告等を受けた場合は尊重し必要な措置をとること（同条第14項）

こどもの権利条例の推進

「富田林市こども計画」に基づいて、こどもに関する施策を総合的に実施することで、条例の実効性を確保し、こどもの権利保障を着実に進めます。（第17～19条）

こども計画に条例の推進に必要なことを定める

こどもの意見

こども計画を作る

こども計画を実行する

こども計画を見直す

こども計画を評価・検証する

こどもの意見

こども計画の評価・検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議の意見を聴く

こども計画(第17条)

- ・こどもに関する施策を総合的に推進するための計画である「こども計画」を定める
- ・こども計画の策定にあたり、こどもの意見を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設ける
- ・こども計画に、条例の推進を図るための必要な事項を定める
- ・条例を推進するため、定期的にこどもの状況等の調査を実施・結果を公表する

評価・検証(第18条)

- ・こども計画の実施状況を評価・検証する
- ・評価・検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴く
- ・評価・検証にあたり、こどもの意見を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設ける
- ・評価・検証の結果は、公表し、必要に応じて改善する

条例の推進に向けた今後の取組

条例の推進に向けて、令和8年度は以下の3つの柱で取り組んでいきます。

①周知・啓発



条例第10条

こどもの権利の周知および啓発

- 市民職員合同講座
- 条例制定記念セミナー(11月)
- こどもの権利条例啓発
ポスターコンテスト

②こどもの参加の 仕組みの検討



条例第12条

こどもの意見表明および参加

- 市が策定する計画・施策への
こども参加の仕組みを検討
- こどもワークショップの実施

③こどもの権利擁護 委員会の設置準備



条例第15条

富田林市こどもの権利擁護委員会の設置

- 弁護士等の専門家が委員として
参画
- こどもの悩み・困りごとに
寄り添う相談窓口の設置準備

5. 調査報告書

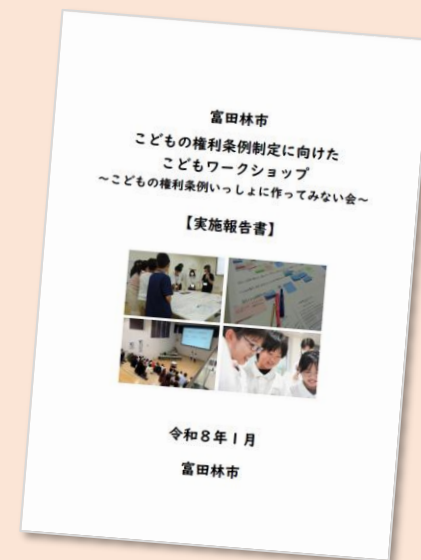


とんだばやし
こどもの
権利条例

各種調査報告書

富田林市こどもの権利条例を作成する際に実施した、様々な調査の結果報告書を市ウェブサイトにて公開しています。

- 関係団体等アンケート調査結果報告書
- 関係団体等ヒアリング調査結果報告書
- こどもの権利に関するアンケート調査結果報告書(小学校1年生から3年生)
- こどもの権利に関するアンケート調査結果報告書(小学校4年生から6年生)
- こどもの権利に関するアンケート調査結果報告書(中高生)
- こどもの権利に関するアンケート調査結果報告書(18歳以上の市民)
- こどもワークショップ実施報告書
- 多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング実施報告書
- こども園・幼稚園・保育園のこどもへのヒアリング実施報告書
- 多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング実施報告書(追加版)
- こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？ 実施報告書
- みんなの意見を募集するよ！ アンケート調査結果報告書(小学校低学年【小学校1年生～3年生】)
- みんなの意見を募集するよ！ アンケート調査結果報告書(小学校高学年【小学校4年生～6年生】・中高生)



詳しくは以下のURLまたは二次元コードよりご覧ください。

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/kodomomannaka/114835.html>



さいごに



とんだばやし
こどもの
けんり じょうれい
権利条例

この条例は、こどもたちが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることが出来るまちの実現をめざす、まち全体の「共通の指針」です。

この条例の趣旨をご理解いただき、今後の「子ども・子育て会議」での審議においては、ぜひ「こどもの権利」の視点を意識したご意見をお聞かせください。